

## 小郡市監査委員公表第16号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和5年5月12日

小郡市監査委員 高山 晃  
小郡市監査委員 佐々木 益雄

### 定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

### 記

#### 第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和5年4月6日から令和5年4月26日まで
- 2 監査対象 経営政策部 財政課
- 3 監査範囲 令和4年4月1日から令和5年2月28日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。  
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、契約事務及び物品管理事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査を行った。

#### 第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局より監査対象課に対して指導した。

## 1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

### （1）備品の適正な管理を求めるもの

前回の定期監査で監査委員指摘事項となっていた備品管理について、現在も備品台帳が整理されていなかった。

備品は市の貴重な財産であり、厳密な管理が求められる一方で、限られた職員数で管理していくには、効率的な運用も必要である。適正な備品管理に努めるため、現状の確認及び課題を把握し、計画的に台帳整理を行うための方法を検討されたい。

### （2）支出命令時に適正な審査を求めるもの

公用車のガソリン代金について、給油する際に使用するガソリンカードの管理及び給油量の把握ができておらず、金額に違算がないかを審査することなく支出していた。

支出命令をしようとするときは、法令、契約その他の関係書類に基づいて、金額に違算がないか等を審査しなければならない。請求書の内容を十分に審査した上で、適正な支出事務を行われたい。

## 2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

### （1）文書事務（1件）

①文書管理が適正でないもの

### （2）徴収事務（1件）

①普通財産貸付料徴収事務が適正でないもの

### （3）契約事務（3件）

①契約事務手続が適正でないもの

②請書に不備があるもの

③必要書類の提出がされていないもの

### （4）公有財産管理事務（5件）

①財産台帳を整理していないもの

②普通財産貸付事務が適正でないもの

③普通財産貸付料の算定が誤っているもの

④行政財産使用料の算定が誤っているもの

### （5）予算事務（1件）

①予算流用の審査が適正でないもの

### （6）その他の事務（1件）

①小郡市有車両管理規則に不備があるもの

（注）事務局指導事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

監査委員指摘事項及び事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。